

令和 2 年度福岡県 I C T 導入支援事業実施要領

この要領は、福岡県 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、令和 2 年度の事業実施に当たり必要な事項について定める。

1 要件等

補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第 4 条各号に掲げる要件を満たすこととしているが、この際、以下のア～ウに留意すること。

ア 居宅介護事業所、訪問介護事業所等（居宅介護事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービスを提供するものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものを原則とするが、同仕様の実装状況に鑑み、令和 2 年度においては、令和 3 年 3 月末日までに同仕様準じたものに対応することで差し支えないものとする。

イ タブレット端末等を導入する際にあつては、補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを判別するための表示（シール等による貼付）を行う等の工夫をすること。

ウ 個人情報保護のためのセキュリティ対策を講じるに当たっては、「介護事業所における介護情報の連携に関する安全管理について」（令和 2 年 3 月厚生労働省老健局振興課発行）を参考にすること。

2 対象経費

この補助金の対象経費は、交付要綱第 5 条別表のとおりであるが、このうち、「導入研修」に係る経費については、対象となる介護ソフトの販売・リース等を行う業者が、導入に当たってのサポート等に準じたものとして実施する、研修や説明会等に係る経費に限る。

3 他の補助金等との重複について

経済産業省が実施する「I T 導入補助金」や県が実施する「福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金」、このほか国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金等の公的事業による補助を受けているもの又は受ける予定となっているものについては、本補助金の交付対象外となることに留意すること。

4 申請手続

(1) 申請書類

交付要綱第 8 条に規定する様式のほか以下ア～ウの書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。

このほか、必要に応じて、本県から追加資料の提出を求める場合がある。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

ア 交付要綱第 5 条別表の対象経費（I C T 導入に係る、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様や C H A S E 対応のための改修経費も含む。但し、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に関する経費、以下「対象経費」という。）ごとの単価及び内訳が詳細に記載された、業者等による見積書

イ 対象となる介護ソフトが交付要綱に規定する要件等に合致していることが分かる資料（業者等による仕様書やパンフレット等の説明資料、以下「要件確認資料」という。）

ウ I C T 導入状況調（別紙様式 1）

(2) 申請受付期間

令和2年6月5日(金)～8月31日(月) ※当日消印有効

なお、郵送の場合は、封筒の表に「福岡県ICT導入支援事業費補助金」と朱書きすること。

5 申請案件の審査について

募集期間内に受け付けた案件については、本県において審査し、採択の可否、優先順位及び申請一件当たりの補助金交付額等を決定する。

この際、審査に当たっては、以下ア、イの点を考慮に入れるものとし、予算額に限りがあることから、案件によっては不採択となる場合や、申請一件当たりの補助金交付額を制限する場合があること等について、予め了承されたい。

なお、申請のあった順に優先順位をつけること(先着順による足切り)は行わない。

ア 今回の申請により、新規に介護ソフトを導入するものか、既に導入済みの介護ソフトの機能追加・改修等を行うものか、タブレット端末等ハードウェアやバックオフィス業務用ソフトのみを導入するものかの別。

イ 申請者が法人であって、複数案件を申請する場合にあつては、当該法人内における案件ごとの優先順位 ※当該法人内において、案件ごとの優先順位を整理しておくこと。

6 実績報告

(1) 補助金実績報告

交付要綱第14条の実績報告に当たっては、同条に規定する様式のほか以下ア、イの書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。

このほか、必要に応じて、本県から追加資料の提出を求める場合がある。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

ア 対象経費ごとの単価及び内訳が詳細に記載された、業者等による領収書

イ 要件確認資料

(2) 導入の成果報告

(1)とは別に、ICT導入の成果を「導入実績報告書」(別紙様式2)により、令和3年5月末日までに知事に報告すること。

この際、当該様式中の「A. 事業所の基本情報」及び「B. 導入製品情報及び評価」の項目については、提出後、厚生労働省から公表される予定であるので、予め了承されたい。

7 その他留意事項

「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか3課事務連絡)において、本補助金により既に導入されたタブレット端末等ハードウェアをオンライン面会に使用しても差し支えないこととされているが、本補助金は、介護分野の生産性向上のため、介護ソフト等の導入により介護記録・情報共有・報酬請求等の業務効率化を図ることを目的としていることから、交付要綱に規定する要件等を満たすことなく、専らオンライン面会に使用することのみを目的として、新規にタブレット端末等ハードウェアを導入する場合は、本補助金の交付対象とならないこと。

8 書類の提出及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁北棟2階)

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

TEL: 092 (643) 3327 FAX: 092 (643) 3253